

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
12月18日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
  - 救急病院の認定(医療政策課).....
  - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室).....
- 公告
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 教委告示
  - 山口県指定有形文化財の指定.....
  - 選管告示
    - 直接請求に必要な有権者の数.....



### 山口県告示第四百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団鈴木眼科医院	宇部市今村北四丁目二六番一五号	平成二七、一〇、三一
あいおい歯科・インプラン ト矯正クリニック	相生町五番八号	九、一一
伊東歯科医院	周南市桜木一丁目八番一九号	一一、一五
だるまや薬局	萩市大字東田町一四	一〇、三一

### 山口県告示第四百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十八日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鈴木眼科医院	宇部市今村北四丁目二六番八号	平成二七、一一、一一
牟礼小児科	防府市大字江泊一九一七の二	七、一一
医療法人E.M.S松永救急ク リニック	美祢市大嶺町東分字沖田二二二〇	一一、一一
あいおい歯科・インプラン ト矯正クリニック	宇部市新天町二丁目一番一四	九、一一
ファミリー歯科クリニック	山口市平井六六五の三	七、一一
みねおか歯科クリニック	黒川五七二の四	一一、一一
伊東歯科医院	周南市桜木一丁目八番一九号	一一、一六
フェリース薬局松崎店	防府市南松崎町五番二四号	一一、一一
おおみね薬局	美祢市大嶺町東分字沖田二二二〇	一一、一一

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
三和企業株式会社	宇部市大字妻崎 開作字上内浜二 〇二五の三	訪問看護ステーション早稲田 イーライブ	平成二七、一一、一一

山口県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称 所在地	事業の 種類	指定年月日	
株式会社アツ ト・グリー ン・ファーマ シィ	山陽小野田市 大字東高泊一 六・四の七	グリーン薬局 山陽小野田市 大字東高泊一 六・四の七	居宅療 養管理 指導 平成二七、 一一、 一	
福祉生活協同 組合さんコー プ	山口市校島二 丁目二二二二 の八	さんコープ・ 天神ロデイ サービス	防府市八王子 一丁目一六番 二号	通所介 護 平成二六、 三、 〃
社会福祉法人 敬天会	防府市大字新 田六七二	特別養護老人 ホームまめ舎	防府市大字新 田六七二	短期入 所生活 介護 〃 一一、 〃

山口県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称 所在地	事業の 種類	指定年月日	
株式会社アツ ト・グリー ン・ファーマ シィ	山陽小野田市 大字東高泊一 六・四の七	グリーン薬局 山陽小野田市 大字東高泊一 六・四の七	介護予 防居宅 療養管 理指導 平成二七、 一一、 一	
福祉生活協同 組合さんコー プ	山口市校島二 丁目二二二二 の八	さんコープ・ 天神ロデイ サービス	防府市八王子 一丁目一六番 二号	介護予 防通所 介護 平成二六、 三、 〃

社会福祉法人 防府市大字新 特別養護老人 防府市大字新 介護予  
敬天会 田六七二 ホームまめ舎 田六七二 防府市大字新 短期  
活入所 介護 平成二七、  
一一、  
〃

山口県告示第四百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ  
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
宇部西リハビリテ ーション病院	宇部市大字沖ノ旦七九七	平成三〇、一一、三〇

山口県告示第四百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第  
五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区  
域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

区 域	分 区
八島区域 白井田区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業



(三六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年一月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 須佐元気なまちづくりネット

代表者の氏名 津守 次一

主たる事務所の所在地 萩市大字須佐四五七〇番地の五

三 定款に記載された目的

元気な須佐地域を創るために、自らの地域は自らが守り育てることを基調とし、住民一人一人が社会参加することにより、地域課題を解決し心豊かで安心して暮らすことのできる地域の創造に寄与すること。

(三六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人岩国子ども劇場

代表者の氏名 石井 由紀

主たる事務所の所在地 岩国市岩国二丁目七番一〇号

(三六九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年十二月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字二ノ井手

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス



山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十七年十二月十八日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
木造四天王立像		四	長門市油谷向津具下三五三九	宗教法人二尊院



山口県選挙管理委員会告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十七年十二月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二二、四二九 二四六、四二六
知事の解職の請求 副知事並びに選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 県の教育委員会の委員長及び委員の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項 地方自治法第八十六条第一項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四六、四二六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 七五 宇部市選挙区 四六 山口市選挙区 五二 萩市・阿武町選挙区 一五 萩市選挙区 三二 下松市選挙区 一〇 岩国市・和木町選挙区 二〇 光市選挙区 一五 長門市選挙区 二五 柳井市選挙区 一八 美祿市選挙区 二九 周南市選挙区 〇四 山陽小野田市選挙区 一七 山陽大島町選挙区 一七 上関町・田布施町・平生町選挙区 〇三

平成二十七年十二月十八日印刷  
 平成二十七年十二月十八日発行

発行人所 山口県知事